



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年7月9日金曜日 第222号

◇ 目 次 ◇ 規 則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... (薬務衛生課) ... 968

告 示

加入区の設定（漁獲共済）の一部改正..... (漁政課) ... 970

建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 970

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 971

政治団体の届出事項の異動の届出..... (") ... 971

政治団体の解散の届出..... (") ... 972

規 則

○愛媛県規則第63号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月9日

愛媛県知事 中村時広

麻薬及び向精神薬取締法施行細則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第1条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和40年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第14条関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注1 この表において「所得割の額の合算額」とは、負担義務者について措置入院のあつた月の属する年度（当該措置入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む _____。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額を合算した額をいう。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>別表（第14条関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注1 この表において「所得割の額の合算額」とは、負担義務者について措置入院のあつた月の属する年度（当該措置入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額を合算した額をいう。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>負担義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしてい</u></p>

3～5 省略

ない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、0円とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除する。

3～5 省略

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年愛媛県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（精神障害者保健福祉手帳の申請等）</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第23条第2項第1号に規定する診断書は、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（様式第22号）によるものとする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>別表（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1 この表において「所得割の額の合算額」とは、負担義務者について措置入院のあつた月の属する年度（当該措置入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む_____。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額を合算した額をいう。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>（精神障害者保健福祉手帳の申請等）</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第23条第1号_____に規定する診断書は、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（様式第22号）によるものとする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>別表（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1 この表において「所得割の額の合算額」とは、負担義務者について措置入院のあつた月の属する年度（当該措置入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額を合算した額をいう。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>負担義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であ</u></p>

3～5 省略

つて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、0円とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除する。

3～5 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 第1条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則別表の規定及び第2条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別表の規定は、令和3年7月分以後の徴収月額について適用し、同年6月分以前の徴収月額については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第923号

加入区の設定（漁獲共済）（平成14年12月愛媛県告示第2013号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年7月9日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正後 and 改正前. Each column contains a table with '区域' and '区分' headers and rows for items 1-19, 20, and 21-45. Item 20 shows a change in the '区分' column from '法第104条第2号に掲げる漁業' to '(1) 主として船びき網を使用して営む漁業' and '(2) (1)に掲げる漁業以外の漁業'.

○愛媛県告示第924号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年7月9日

愛媛県知事 中村時広

Table with 8 columns: 許可番号, 許可年月日, 商号又は名称, 代表者氏名, 主たる営業所の所在地, 取消年月日, 取り消した建設業の種類, 取消しの原因となった事実. Row 1: (特-28)第9665号, 平成29年1月8日, (株)小林建設工業, 小林 寛之, 松山市吉藤3-4-3, 令和3年6月2日, 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業, 建設業の廃止

(般 - 1) 第17316号	令和元年 5月22日	(株)HRCハルク	土井内英樹	松山市和気町2 - 768 - 2	令和3年 6月4日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 31) 第18265号	平成31年 4月16日	(株)TAIYO	植田 洋平	松山市北井門5 - 542 - 1	令和3年 6月7日	解体工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 28) 第8166号	平成29年 3月18日	(有)千種建設	原田 勝人	松山市高岡町747 - 2	令和3年 6月9日	土木工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特 - 30) 第16317号	平成30年 6月14日	新ビルド工業(株)	佐々木 勲	松山市石手1 - 4 - 3 - 3	令和3年 6月10日	解体工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 1) 第17474号	令和元年 6月12日	(株)白井鋼業	白井 肇	松山市枝松4 - 5 - 37	令和3年 6月11日	解体工事業	建設業の廃止
(般 - 2) 第13197号	令和2年 10月2日	(有)阿部木工	阿部 祥太	松山市森松町135 - 1	令和3年 6月16日	内装仕上工事業 建具工事業	建設業の廃止
(般 - 1) 第8631号	令和2年 1月19日	(株)愛媛エンジニアリング	宇野 操	松山市鷹子町596 - 4	令和3年 6月23日	清掃施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 29) 第18087号	平成30年 3月27日	(株)大野組	大野 隆敏	松山市北井門1 - 11 - 19	令和3年 6月25日	解体工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 28) 第10825号	平成28年 8月12日	(株)青陽建設	渡部 威洋	松山市北斎院町650 - 5	令和3年 6月29日	大工工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和3年7月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
全国保育推進連盟愛媛県支部	横田 暢 洋	横田 暢 洋	松山市土居田町670 - 1	令和3年6月11日

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和3年7月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党弓削支部	前田 省 二	会 計 責 任 者	富田 淳	山下 正 弘	令和3年5月6日
自由民主党愛媛県支部連合会	渡部 浩	会 計 責 任 者	明比 昭 治	福 羅 浩 一	令和3年5月20日
自由民主党伊方支部	小 泉 和 也	主たる事務所の所在地	西宇和郡伊方町川永田甲988	西宇和郡伊方町豊之浦477 - 2	令和3年5月24日
		代 表 者	小 泉 和 也	竹 内 一 則	
		会 計 責 任 者	清 家 慎 太 郎	菊 池 孝 平	

自由民主党愛媛県中小建築業支部	佐々木 敬 史	代 表 者	佐々木 敬 史	菊 池 完 二	令和3年5月28日
自由民主党久万高原支部	高 橋 末 廣	代 表 者	高 橋 末 廣	瀧 野 志	令和3年6月9日
		会 計 責 任 者	西 山 清 一	中 野 克 仁	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
山本つとむ後援会	山 本 三 輪 子	代 表 者	山 本 三 輪 子	山 本 勳	令和2年11月11日
地球一新会	菅 秀 二 郎	会 計 責 任 者	菅 美 知 子	岩 崎 司	令和3年6月7日
愛媛県中小企業政治協議会	服 部 正	主たる事務所の所在地	松山市中野町167 - 1	松山市久米窪田町337 - 1	令和3年6月7日
愛媛県子ども・保育政治連盟	横 田 暢 洋	会 計 責 任 者	横 田 暢 洋	中 村 保 子	令和3年6月11日
愛媛県保育推進連盟	横 田 暢 洋	会 計 責 任 者	横 田 暢 洋	中 村 保 子	令和3年6月11日
さこう一平後援会	佐 光 一 平	会 計 責 任 者	佐 光 麻 衣	高 橋 そよみ	令和3年6月17日
愛媛県社会保険労務士政治連盟	岡 本 恭 英	代 表 者	岡 本 恭 英	成 川 献 次	令和3年6月17日
		会 計 責 任 者	松 浦 僚	岡 本 恭 英	

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和3年7月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
山本つとむ後援会	山 本 三 輪 子	令和2年11月11日
近藤康弘後援会	近 藤 康 弘	令和2年12月31日
渡辺ふみき後援会	門 田 久 喜	令和2年12月31日
山本五郎後援会	平 野 啓 三	令和3年6月4日
平岡清樹後援会	平 岡 清 樹	令和3年6月6日